

今回は、届書の記載時にご留意いただきたい事項と、便利な電子申請についてご紹介いたします。

I. 「賞与支払届」記載時の注意事項

「賞与支払届」で記入漏れや記入誤りが多い事項を以下に記載しますので、届書作成時にご留意ください。

様式コード
2 2 6 5

健康保険
厚生年金保険
厚生年金保険

被保険者賞与支払届

70歳以上被用者賞与支払届



令和 6 年 6 月 30 日提出

事業所整理記号 00 - イロハ

届書記入の個人番号に誤りがないことを確認します。

①必ず事業所整理記号を記入してください。

事業所所在地 〒168-8500 東京都杉並区高井戸3-

事業所名称 株式会社 健保産業

事業主氏名 代表取締役社長 健保 昌一

電話番号 03 ()

社会保険労務士記載欄
氏 名 等

受付印

項目名 ① 被保険者整理番号

④ 賞与支払年月日

共通 ④ 賞与支払年月日(共通) 令和 0 6 年 0 6 月 3 0 日 ←1枚

②複数枚の届出を提出する際、2枚目以降も記入が必要です。

③同一月内に2回以上賞与を支給する際は合計して届出します。

1	2	3	7
① 1	② 年金 大介	③ 5-351205	⑦
④ ※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。	⑤ (通貨) 50,000 円	⑥ (合計のH2) 千円未満は切捨て 50,000 円	⑧ 1. 70歳以上被用者 2. 二以上勤務 3. 同一月内の賞与合算(初回支払日: 14 日)
9.令和 年 月 日			
① 2	② 厚年 一郎	③ 5-420618	⑦
④ ※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。	⑤ (通貨)	⑥ (合計のH2) 千円未満は切捨て	⑧ 1. 70歳以上被用者 2. 二以上勤務 3. 同一月内の賞与合算(初回支払日: 日)
9.令和 年 月 日			

④賞与の支給がなかった方は、該当者欄に斜線を引きます。

- ①事業所整理記号は**必ず**記入してください。不明な場合は領収済通知書等で確認いただき、空欄で提出することのないようお願いいたします。
- ②賞与支払届を複数枚同時に提出する場合、2枚目以降も賞与支払年月日の記入が必要になります。**記入がない場合は、届書をお返しさせていただくことになりますので**ご注意ください。
- ③同一月内に2回以上賞与の支払いを行う場合は、その月の最後に賞与を支払った日を賞与支払年月日とし、その日から5日以内にこれらの賞与額を**合計して**届け出ます。
- ④日本年金機構から送付した、被保険者情報が印字された届書を使用する場合、賞与の支給がなかった方の欄には**斜線を**引きます。

II. 「被保険者資格取得届」には個人番号を記入してください

「被保険者資格取得届」や「被扶養者（異動）届」などの、個人番号記入欄がある届書には、個人番号を忘れずに記入してください。個人番号は、被保険者や被扶養者の本人確認のために使用します。誤った個人番号が記載されている場合は届出が返戻となり、マイナ保険証の利用もできません。

また、「被扶養者（異動）届」の被扶養者の住所欄には、同居・別居に関わらず、住民票の住所を記入してください。住民票と一致しない住所が記入されている場合も、届出は返戻されます。

※ 従業員の方の個人番号を記入する際には、番号法に基づく本人確認（番号確認および身元確認）を必ず行ってください。

＜被保険者資格取得届＞

被保険者の個人番号を記入してください。

被扶養者の個人番号を記入してください。

被保険者の個人番号を記入した場合は、被保険者の住所を記入する必要はありません。

被扶養者の住所は、同居・別居に関わらず、必ず**住民票の住所**を記入してください。

＜被扶養者（異動）届＞

III. 電子申請の利用について

「被保険者賞与支払届」を含む社会保険（健康保険・厚生年金保険）のお手続きは、電子申請でご提出いただくことにより、以下のメリットがあります。

- ・紙での申請よりも早く処理がされます。
- ・郵送料のコストを削減することができます。
- ・24時間どこからでも申請が可能です。

現在、主要な届書（注1）の電子申請割合は**約7割**となっており、多くの事業主・社会保険事務担当の皆さまに電子申請を利用いただいております。まだ利用されていない方は、日本年金機構のホームページより、電子申請ガイドブックをダウンロードしてご活用ください。



（注1）資格取得届・資格喪失届・算定基礎届・月額変更届・賞与支払届・被扶養者（異動）届・国民年金第3号被保険者関係届

年金制度概要や届書様式等を、日本年金機構ホームページに掲載しています。右のURLまたは二次元コードよりご確認ください。

日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp>

